

福井労発基 1115 第 1 号の 2
令和 6 年 11 月 15 日

関係団体・関係機関の長 各位

福井労働局長
(公印省略)

冬季無災害運動の実施について(要請)

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福井県内においては、例年、冬季における積雪・凍結等に起因して発生する災害（以下「冬季特有災害」という。）が多く発生しています。

冬季特有災害は気候により大きく増減しますが、最も多い転倒災害は気温が氷点下となる様な深夜から早朝の出退勤時に凍結又は積雪のある事業場の玄関、屋外通路、駐車場において、多く発生しており、転倒した結果手足を骨折する等の休業 3 か月以上にも至る重傷災害が発生しています。

特に、年末年始は、生活のリズムの変化、荷動きの増加、気象条件（積雪・凍結等）、交通事情等から労働災害が増加する時期であり、職場では、余裕をもった作業計画と災害防止のための特別な配慮が必要となってまいります。

これらのことから、冬季の積雪・凍結時及び年末年始の非常作業時等の労働災害防止運動を積極的に展開し、更なる労働災害の減少を図るため、別添の「冬季無災害運動実施要領」を定め、同運動の実施を推進することといたしますので、貴殿におかれましても、以上の趣旨を御理解いただき、広報誌等を通じて広く会員、関係事業者、地域住民等に周知いただくとともに、当局が実施する対策について御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、同封のポスターを令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日まで貴職場等に掲示していただきますよう、併せてお願いいたします。

担当：健康安全課 中野
0776-22-2657



冬季無災害運動実施要領

～冬季に発生しやすい特有の災害に対する防止対策に取り組みましょう～

福井県内においては、例年、冬季における積雪・凍結等に起因して発生する労働災害（以下「冬季特有災害」という。）が多く発生しており、中には、手足等を骨折する等の休業3か月以上にも至る重傷災害が発生している。

冬季特有災害は気候により大きく増減するが、最も多い転倒災害は気温が氷点下となるような深夜から早朝の出退勤時に凍結又は積雪のある事業場の玄関、屋外通路、駐車場において、多く発生している。

年末年始は生活のリズムの変化、気象条件（積雪・凍結等）、交通事情等から労働災害が増加する時期であり、職場では、余裕をもった行動と災害防止のための特別な配慮が必要となることから、冬季の積雪・凍結時及び年末年始の非常作業時等の労働災害防止運動を積極的に展開し、更なる労働災害の減少を図るため、下記により「冬季無災害運動」を実施する。

記

1 実施期間

令和6年12月1日から令和7年2月28日まで

2 主唱者

福井労働局、福井・武生・敦賀・大野労働基準監督署

3 実施者

各事業者

4 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体等に対する協力要請
- (2) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (3) ポスター、ホームページ、記者発表等による広報

5 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明
- (2) 安全衛生パトロールの実施
- (3) 積雪・凍結等による転倒災害防止対策の徹底
- (4) 交通労働災害防止ガイドラインに基づく冬季の交通労働災害防止対策の推進
- (5) 屋根の雪下ろし等による墜落・転落防止対策の徹底
- (6) 除雪機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底